

「近代社会成立期における相互扶助的組織と地域社会—福山義倉を事例に—」

報告者；平下義記（広島大学）

はじめに—本報告の目的

問題の所在

- ①民衆的生存を脅かすものとして土地所有秩序の変容を無条件に措定することは妥当か。
 - ②土地所有秩序の変容を認めても、それは民衆抑圧的近代社会の成立を意味するのか。
- ☆近代社会成立期における民衆的生存は、総合的見地（土地所有秩序、災害時の相互扶助、農事改良などの近代化運動）から、実証的に議論する必要があるのではないか。
- 当該期の民衆的生存を中心的に支えたと想定される相互扶助的組織の展開過程を、上記の問題と関わらせながら具体的に明らかにすることが必要不可欠。本報告では、福山義倉を事例にこの問題を検討する。

本報告の目的

- ①福山義倉は如何なる組織変革・事業展開をしたのか。近代法への対応と公的事業の展開。
 - ②松方デフレ期の土地融通、農事改良施設を実証、民衆が義倉と関係性を持つことの意味。
- ☆相互扶助的組織の具体的分析事例を提供、モラルエコノミー論と地域社会論を架橋。

問題関心

- ・福山地域は水害常襲地帯、民衆的生存を根底から揺るがす規模の大洪水も頻発
- ☆水害常襲地帯という宿命的条件下における地域社会において、義倉が果たした役割如何。

I 義倉の存在形態と事業展開

i 運営体制の変化から見た時期区分

- ☆近世期は形式的に創立者と藩の共同経営、廃藩置県・近代法が義倉に与えた影響如何。
- ・従来は3家持ち回りであったのが、全ての創立者集団が関与しうようになった。
 - ・明治7年「義倉規則」、規則類の内容
 - 公益事業の実施に明確な規定はない。創立者子孫の相互扶助的組織であることは明示。
 - ・旧福山藩領は管轄する県が二転三転、その度に県に「保護願」を提出。
 - ・明治9年広島県は「保護」を明言せず、そのため義倉は独自の歴史的展開を見せる。
 - ・明治25年、広島県に再度の「保護願」を提出、県からの返答・義倉が「法人」でないことが、なぜ運営者にとって問題であったのか。
 - (イ) 近代的組織形態をとらずに金融業を行うことができなくなった。
 - (ロ) 土地所有権の曖昧さが税法上の位置づけを不明確にした。

近世的組織編成原理を持つ義倉は、近代法とアンヴィヴァレントな関係にあった。

・明治 25 年「義倉規定」

義倉が「法人」であること、目的を「公益事業ヲ補助」と定め、支出の努力目標を設定。義倉が公益性を担っていることを前面に押し出すものとなっている。

・明治 32 年「財団規定」

公益事業の内実と運営組織の意志決定を担う者を明確化、法的根拠を獲得。

移行期（明治初年～同 25 年）…創立者子孫の独自運営。運用規則はプリミティブ。

転換期（明治 26～同 32 年）……広島県との「保護」関係。公益性の強調。

確立期（明治 33 年～）……………法的根拠の獲得。意志決定制度の成長。

ii 公益事業の展開と経営動向

☆義倉の時期区分と公益事業の関係性は如何なるものか。また何がそれを可能とするのか。

・公益事業支出と単年度純益の変遷

移行期；全体的に極めて低調。純益が乱高下するのはなぜか。

（イ）明治 15 年の増資が「収入」扱いの勘定になっているため（≠純粋な意味の純益）。

（ロ）明治 17～18 の大幅な赤字は、大規模な土地購入費の計上、「流込」

・明治 23 年の寄附願に対する対応

明治 20 年代前半にあっても、公益事業へ回せる資金はかなり限定的であった。

・組織変革の模索と経済変動の影響によって抑制的ならざるをえなかった。

転換期；公益事業支出と純益が安定的に推移。

・事業支出を確実にするため、純益の 1/3 を「公益事業補助出金勘定」の積立勘定へ。

・全体の 5 割を教育費が占める（旧福山藩領の全小学校へ寄附）。なぜ教育費偏重か。

（イ）維新後の方針として教育・勸業の 2 つを重視していたため。

（ロ）私企業への接近は「営利的」ならざるをえなかったため。

（ハ）「公益ノ主義」を地域全体に示すのに有効な手段であったため

・明治 26 年の救恤衛生費の背景

民衆的生存の危機状況において、義倉の救助に対する地域社会の期待が表出した。

確立期；より多くの純益に裏打ちされて公益事業支出額が大幅に伸びる。

・転換期の支出割合の単純な拡大ではないことが重要（＝分類「その他」に相当）。

（イ）義倉図書館の創立・経営費用への支出。明治 43 年 8,084 円、以後 1,000 円程度。

（ロ）奨学金制度を本格化、地域社会へ人的資本を環流、農業生産の近代化。

（ハ）「公益ノ主義」が地域一般の率直な認識として定着しつつあった。

☆経営的安定に裏打ちされつつ事業内容を多角化、地域社会における社会的公共資本を整備することが基本線、公益事業は地域社会に確実に受容されていったと思われる。

小括 I

組織改革から読み取れる義倉の時期区分は、公益事業の分析においても即応的に実証されるものであり、それを簡潔にまとめれば、①官の「保護」から一時的に離脱して独自の運営をしていた移行期は、経営的動揺と公益事業の抑制によって、②再度官の「保護」下に入って組織の理念を明確化する転換期は教育費への傾斜によって、③財団法人化によって法的根拠を獲得した確立期は公益事業を規模的・内容的に豊富化し、地域社会の支持が鮮明になる時期として、それぞれ評価することができよう。

II 義倉の土地融通と農事改良

i 土地融通の特質

☆公益事業支出が本格化しない**移行期・転換期**において、義倉が果たした役割如何。

- ・土地集積と金融業の関係性

松方デフレ期、金融業縮小と同時進行的に土地集積が急速に進んでいる。

- ・利率の高低を評価するため、府中市村の豪商・延藤家の実績と比較すると、以下の通り。

明治 7～9 年、10～12 年、13～15 年、16～18 年、19～21 年

義倉	9.0%	12.8%	13.2%	12.7%	8.0%
延藤家	—	21.5%	19.8%	—	—

- ・土地価格の下降局面を狙った単純な土地買得が主流であったことを示唆〔勝部・1980〕

- ・義倉の土地集積は「救助」と認識、後年に売却されている記録あり

松方デフレに加えて洪水による耕地荒廃が、債務者の生存を「困難」にしていた。

- ・土地融通の事例一覧と帰結

義倉関係者、旧庄屋層が多くを占めることは重要。

- ・明治以降、一般地主の土地融通事例はほとんど確認されず〔拙稿・2011〕

- ・近世来の義倉金融の担保地、馬屋原家は村内土地融通の中心。〔拙稿・2012〕

☆義倉の土地融通は地域社会の伝統的秩序の維持に寄与していたと評価しうる。

ii 農事改良施設の展開

☆土地所有の拡大は小作人の増加に直結、小作人らの生存は如何に担保されたのか。

- ・義倉の農事改良施設一覧

- ・⑦堆肥小屋の創設について

義倉確立期と相前後して農政論理との親和性の強い施設が公益性を伴って開始される。

- ・⑤作配人慰労会における農業技術員の演説によって、有機的に結合

- ・堆肥小屋の実績調査報告；山手村「中々熱心」⇔中津原村「甚冷淡」、両極端な成果。

- ・農事改良施設を積極的に吸収する村とオミットする村が、矛盾なく存在するのはなぜか。

(イ) 洪水の被災地と非被災地を架橋して地域社会の農業生産を維持

(ロ) 耕牛貸与事業で農業生産基盤の維持・小作人の生存を促す

☆作配人層が、小作人らの生存と義倉の農事改良、2つを実効的に結合させていた。

小括Ⅱ

義倉の土地融通は取引相手の家再建を促したが、それが叶わなかった場合も、取引相手は作配人となり義倉農事改良施設の主体的担い手として地域社会の要望を実現していった。つまり、義倉の土地融通は近世来の土地所有秩序（村内の融通関係・旧庄屋層の社会的地位）を維持し、農事改良施設は公益事業への支出が未だ低調気味であった移行期・転換期の義倉が公益性を地域社会に明示するための有効な方途となったと思われる。

おわりに—本報告の総括と今後の課題

総括

運営構造の近代化と経済的動揺の克服を経て公益事業を展開した福山義倉は、地域社会の伝統的秩序の維持と近代化を矛盾なく体現する志向性を強く有するものであり、水害常襲地帯の民衆的生存を多面的に支え続けることによって地域社会の揺るぎない支持を獲得した相互扶助的組織であったと言えよう。

課題

- ①義倉関係者（運営者・作配人ら）が、義倉と関係性を持つことによって受けた影響を如何に考えるのか。かかる視点より、地域経済の人脈形成史的接近が可能となる。
- ②義倉の公益性の変化を、その救恤の方法にまで踏み込んで具体的に明らかにすること。地域社会の都市化による貧困問題の爆発に際してとった救貧事業の内実を分析。